

令和5年第4回幸田町議会定例会会議録（第4号）

議事日程

令和5年12月8日（金曜日）午前9時01分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 第59号議案 幸田町企業立地促進基金条例の制定について

第60号議案 幸田町職員定数条例の一部改正について

第61号議案 幸田町公益法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について

第62号議案 幸田町住民広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

第63号議案 幸田町高齢者ふれあいプラザの設置及び管理に関する条例の廃止について

第64号議案 幸田町営住宅条例の一部改正について

第65号議案 西三河都市計画事業幸田町駅前土地区画整理事業施行条例の廃止について

第66号議案 幸田町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

第67号議案 土地の取得について（消防施設整備事業用地）

第68号議案 土地の取得について（長嶺北部地区福祉医療ゾーン整備事業用地）

第69号議案 指定管理者の指定について（幸田町地域振興施設）

第70号議案 令和5年度幸田町一般会計補正予算（第6号）

第71号議案 令和5年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

第72号議案 令和5年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第2号）

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1番 藤本和美君	2番 吉本智明君	3番 野坂純子君
4番 松本忠明君	5番 長谷川進君	6番 岩本知帆君
7番 田境毅君	8番 石原昇君	9番 都築幸夫君
10番 黒木一君	11番 廣野房男君	12番 稲吉照夫君
13番 笹野康男君	14番 丸山千代子君	15番 鈴木久夫君
16番 藤江徹君		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	成瀬敦君	副町長	大竹広行君
教育長	池田和博君	企画部長	成瀬千恵子君
総務部長	林保克君	参事(税務担当)	稲熊公孝君
住民こども部長	三浦正義君	健康福祉部長	山本晴彦君

参事(健康保健担当) 金澤一徳君 環境経済部長 鳥居靖久君
建設部長 内田守君 上下水道部長 石川正樹君
消防長 小山哲夫君 教育部長 菅沼秀浩君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名
局長 大須賀 龍二君

○議長(藤江 徹君) 皆さん、おはようございます。

早朝より御審議、御苦勞さまです。

ここで、総務部長から発言の申出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

[総務部長 林 保克君 登壇]

○総務部長(林 保克君) 議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

質疑事前要求資料につきまして、お手元に本日配付させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

[総務部長 林 保克君 降壇]

○議長(藤江 徹君) ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますから、これから本日の会議を開きます。

開議 午前 9時01分

○議長(藤江 徹君) 本日、説明のため、出席を求めた理事者は14名であります。

日程第1

○議長(藤江 徹君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、14番 丸山千代子君、15番 鈴木久夫君を指名いたします。

日程第2

○議長(藤江 徹君) 日程第2、第59号議案から第72号議案までの14件を一括議題といたします。

説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑の方法は、議案番号順に従い、通告順といたします。

発言は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いません。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いいたします。

初めに、第59号議案の質疑を行います。

14番、丸山千代子君の質疑を許します。

14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 59号議案でございますけれども、これは幸田町企業立地促進基金条例でありますけれども、この説明の中では、工場立地、留置を促進するために制定をするというような内容でございました。それで、お聞きするわけでございますが、この基金の目的でございます。この基金の目的について、再度説明がいただきたいと思っております。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 今回上程をさせていただきました幸田町企業立地促進基金条例につきましてですけれども、この目的についてということでございます。まず、この目的の関係で企業誘致の背景について、順番に御説明させていただければと思います。

幸田町は、昭和40年代からですけれども、企業誘致を推進してまいりまして、愛知県の企業庁ですとか、また民間による企業立地が行われてきまして、この企業誘致をしてきたことにより、幸田町の税収の確保ですとか、人口の増加策、それに伴うプロジェクト事業の推進等行財政運営に、この企業誘致が幸田町の発展にとって非常に重要であるという、そういった経過をたどってきております。

この企業誘致が幸田町の中で特に重点的に行われてきたということに関しましては、道路ですとか鉄道の交通整備がしっかりされていることと、また、電力、工業用水等を中心とした社会インフラにも恵まれた地の利を生かした大規模農地ですとか、山林を有効利用する土地利用型企業誘致という、こういったことが幸田町で加速されてきたという点でもあるかというふうに思います。

幸田町の企業誘致の開発のメリットといたしましてですが、この農地、山林を中心とする用地取得価格がほかよりも比較的安価であるということと、それから、人口30万人以上の都市が課税という事業所税、こういったものがないということも幸田町への企業進出のメリットであるかと思っております。

これらのことから、今までは他の自治体が行っているような立地優遇制度ですとか、それから固定資産税等の軽減・減免制度等の措置がなくても幸田町に進出をしていただいております、事業運営に地域貢献しながら積極的にこの企業誘致が進められてきたという、これまではそうであったということかと思っております。しかし、法人町民税が大きく減少している中、今後も法人町民税については大きな増加等、回復は見込めないという、こういう状況でございます。

そこで、固定資産税については着実に確保できておりますが、町といたしましては、新たな設備投資が積極的に行われる環境整備がこういった背景の中で必要であるというふうに考えております。そこで、長年立地いただいている町内企業の再投資を促進するための企業再投資促進補助、こちらは愛知県のAタイプとっておりますけれども、限度額が5億円、新創設に係る工場建設費ですとか機械装置等が対象となっておりますけれども、こういった経費につきましても費用負担を確保しておくということが必要であるということが、今回の基金の設置の目的の一つでもあります。また、この財政的な部分につきましてですけれども、企業庁による開発につきましても、平成19年のときには、都市計画法上は民間開発とみなされるということになりまして、企業庁の開発にも

一定の自治体への負担割合が求められているということでございます。

このような背景がありまして、財政的な確保、また、それから開発に関わる行政的な負担の増大、こういったようなことから、今回新たな補助制度を町といたしましても調整中でありまして、これに関しましては8月の協議会でも御提案をさせていただいたところでございますが、町の財源確保という面から、幸田町に特に御貢献をいただいている企業の留置を視点を、財源確保と持続可能なまちづくりのための補助制度を現在調整中でありまして、こういったものを財源確保していくという点から、今回、幸田町の企業立地促進基金を創設いたしまして、これらの目的のために事前に資金を捻出して行っておくということを御提案をさせていただいたものでございます。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 基金の目的につきましては、丁寧な説明の中で分かったわけでありまして、また、同時に、総務教育委員会の中でもこの企業立地に対しての支援というものにつきましても説明がされているわけでありまして、その中でお聞きをするわけでありまして、今現在は企業立地の推進に対しては県と合わせて5億円、そして町も5億円ということで、合計10億円の補助をするというような要綱も制定されているわけでありまして、この今までにない補助制度、支援制度、これがあるにもかかわらず、わざわざ条例を制定してまで基金の額を積み立てなければならないというのはなぜなのかというふうに疑問が湧くわけでありまして、

そこで、お聞きをするわけでありまして、条例の中の案文の中で第2条、この中で基金として積み立てる額は一般会計歳入歳出予算で定める額とするということになってきておりますが、額を定めずに予算の中で決めていくよという、こういうことからすると天井知らずになってしまうのかなんていうふうに思うんですけれども、その辺の制限というのはどのようにやっていくのかということでありまして、ほかの自治体の基金条例、これを見ておきますと、条例の中で額を定めているところもあるわけでありまして、幸田町は今回その額を定めていないということからすると、その辺の歯止めというのはどこで行っていくのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 議員おっしゃられるとおり、基金への積立額につきましては、条例第2条の一般会計歳入歳出予算で定める額としております。これは予算の範囲内で積立ということでございまして、今回、愛知のAタイプという補助金に関しまして、こちらが愛知県のほうに、愛知県土地対策会議前というこの開発行為の前に、幸田町のほうに土地開発行為の協議申請書というものが出されるわけでありまして、こういったものを幸田町の中で各課に照会をいたしまして、この開発に対する意見書を作成しているわけでありまして、こういったことから企業の開発の状況でありますとか、併せて事業費に要する経費、スケジュール等も確認をしているものでございまして、また、企業立地課の職員のほうで小まめに企業のほうの訪問をいたしまして、企業の新たな増設等、そういった情報収集に努めておまして、また補助制度の紹介をして、その補助の活用の意向の情報を得ているわけでありまして、今回、複数の企業の方から新たに増設ということで、おおよそそのまだ概要でございまして、補助制度を活用さ

れるという企業がございますので、まずはその企業さんのために基金を積んでおく、そういった予算を確保しておくということが必要であるというふうに考えております。

その額についてなぜあらかじめ決めないのかということでございますけれども、企業さんがどれぐらいの投資をされるかということはなかなかつかみにくいということもございます。それから、予算を編成している中で、現在も新年度予算を編成しておりますが、金額を決めてということは、そのときの企業の進出の状況ですとか町の財政の状況、そういったものをバランスを取りながら基金を積んでいく必要があるということから、今回、額は定めてはおりませんが、愛知県の方におきましても企業誘致ということで基金のほうを、愛知県もこういった幸田町と、幸田町だけではないんですけど、市町村と連携する県内の再投資の支援ということでこの補助金があるわけでございますけれども、これらの補助金を支出するという金額の中には億単位というそういった金額でございますので、県でも産業空洞化対策減税基金ということで財源を確保しているという状況でございます。この企業が今幾ら補助金の該当になるかという、そういったことは決まっておきませんので、予算の範囲内ということですが、それでは、じゃあ、幾らでもいいのかということではなく、そういった情報収集に努めながら、何年度までに幾ら要るんだということをきちんと確認をいたしまして、その中で、では、何年に幾らということを進めていきたいというふうに思います。その場合に予算の編成上、やはり、その年は先送りにするという、そういった年も出てくるかと思っておりますけれども、決して幾らでもいいというそういったことで基金を積み立てていくという、そういったことはございません。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 今お示しされたのが、愛知県と一緒にやって行こうというAタイプでございます。このAタイプですと5億円、そして県が5億円というその額の定めがある中で、例えばこれを適用するとした場合、複数からある。そうすると例えば、これが1企業で5億円、限度ですよ、限度額は5億円。そして、2つ目がまた5億円、10億円。それだけを出す企業が次から次から来るのかということでもあります。そして、毎年毎年出さなければいけないのか。例えば3年に1回、分割にする、いろいろな方法があるかというふうに思うんですけども、そう簡単に企業がどんどん進出をしてくると、幸田町に、考えられないわけでございますけれども、お互いほかの自治体でも引っ張り合いがあるわけでございますので、そうした観点から考えると、この基金の額を天井知らずにしていくということは、私は問題があるんじゃないかなというふうに思うんですね。基金というのは、目的があって貯金をするわけですから、これ以外には使えないわけがあります。そうすると、幸田町の今の財政からいって、財政の硬直化を招く可能性というものもあるんじゃないかなというふうに感じるわけなんですけど、その辺のところの計算というのはやられているのかということでもあります。

そして、この天井知らずになる、いわゆる毎年毎年一般会計の歳入歳出予算で定めていくわけでございますが、それでも、これが歯止めがなかったら、どんどん天井知らずになっていく可能性だってあるわけですから、その辺の定めというのをどこでストップをかけるのかということもきちんと明らかにされていないものですから、その

辺のところを分かりやすくやっていただきたいというふうに思うわけでありませう。

次に、この優遇制度になるわけですけれども、今も言いましたように、制限の定め、これを明らかにしていただきたいなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 基金の積立額につきましてですけれども、現在、予算の範囲内ということでございます。予算をまず編成するということが、予算が組めなければ基金には積めないということでございますので、その中で、予算の編成の中できちんとこの基金に幾ら積むのかということはお示しできると思いますし、幾ら基金の額につきましてにはきちんとまず一般会計の予算の状況、そういったものを含めまして、必要であるものにつきましては基金を積んでいかないといけないということもありますので、そのバランスを考えて、予算ができ上がったときにはその額をお示しできるというふうに思いますし、また必要に応じて、どういった企業さんが進出してくださるのでどういった補助金の額が見込まれている、そういったことにつきましても、協議会等で適切に皆様に御報告をして、状況のほうをお伝えしていきたいというふうに思っております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 現在考えられているのが愛知のAタイプということに対して適用して、そして、出すということ。これは要綱で定められているわけですから、その辺のところは分かるわけでありませうけれども、しかしながら、総務教育委員会の中で説明が行われました幸田町独自の補助制度、これを適用した場合は、これは突然何十億もかかると。これをほかのところ、複数あるというふうにおっしゃいましたけれども、そうなったときには、これは幸田町の財政がパンクしてしまう可能性だってあるわけですよ。ですので、その辺のところをきちんと、財政が立ち行かなくなる、今はふるさと納税が好調で、幸田町の財政は潤っていますけれども、これがいつまでも続くとは限らないわけでありませうので、その辺のところも見極めが大事かなというふうに思うわけですよ。ですので、やはり、この企業の優遇制度というものは慎重にやっていかないと、後々、夕張みたいになってきたら大変ですし、また、借金財政で首が回らなくなってしまうと。こういうようなことに陥らないように、適正な額の補助制度というものを要綱で定めながら、そして制限をしていくと。この辺をきちんと守っていただきたいというふうに思うわけでありませう。企業の留置、この辺について企業がほかの自治体へ出ていく、そうしたことを避けるために優遇制度を設けて、そして基金を積み立てながら順番に出していくという、その手法については反対するものではないわけですけれども、しかしながら、財政破綻を招かない、そういう取組の中できちんと管理をしていただきたいということをお願いして、質問を終わりたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 企画部におきまして、企業誘致の施策の推進、また、町の全体的な財政の管理をしております財政部門、両方を所管をしているわけでありませうけれども、財源の確保のためには、やはり、これまで行ってきました企業誘致、また留置というのは非常に重要であると思います。そういった中で、議員がおっしゃられました不安定な財政、そういったものを招くことがないようにしていかなければいけないとい

うふうに思っております。

この補助金につきましてですけれども、まずは地方自治法の第232条の2におきまして、普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては寄附又は補助をすることができるというふうに、根本的にはこの考え方、今後、この法律にのっとって行っていかなければいけないと思っております。現在の先ほど申し上げました、企業誘致で進めてきましたこのまちづくりでございますけれども、非常に財源の確保が難しく、また、コロナが明けまして、やはり、私たちも自治体間での競争だというふうに感じております。少しでも幸田町が、西三河でも一つの町ですけれども持続可能なまちということで、これまで以上に発展していけるように、新たな制度でございます補助金の制度を調整しております、8月の協議会でお示しをいたしまして、もう少し具体的に2月の協議会で案をお示しできると思っておりますけれども、町の財政確保という点から特に御貢献をいただいている企業の留置を視点に、持続可能なまちづくりのために補助制度を考えております。これは、しっかり補助金とはという地方自治法にのっとって、これが適正であるもので適正な管理をしてまいりたいというふうに思いますし、協議会等の中で企業誘致の状況、それから、この基金の今後の基金を積む額、計画についてもきちんとお示しをしていくように、基金を設けるこの目的に沿って行ってまいりたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、7番、田境 毅君の質疑を許します。

7番、田境君。

○7番（田境 毅君） 改めまして、おはようございます。

私からは、大きく2点確認をさせていただきたいと思っております。

第59号議案 幸田町企業立地促進基金条例の制定について、条例制定後の運用面です、ね、こちらを確認したいと思います。ただいま丸山議員のほうからもいろいろと説明、答弁をされた中で、大体大きくは理解をしているつもりであります。協議会のほうも傍聴しておりますので、ある程度のことは知っているつもりですが、制定後の運用の面ではこれからこういったことに気をつけてやるべきかということが必要だと思いますので、その点について2点ほど確認をします。

まず、1点目です。企業の立地の促進に必要な財源、これは3ページのところに説明が書かれておりますが、この財源というところを具体的にどのようなものが該当するのか確認をいたします。町独自の施策ということですので、愛知県のAタイプがある中で町独自ということですので、先ほど工場の新設ですとか機械装置という話も出ましたが、もう少し具体的にこういったものを想定されているのか教えていただきたいと思っております。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 今回、基金を制定いたしまして、まず愛知県のAタイプということで、幸田町の企業再投資促進補助ということで、こちらのほうですけれども、これは幸田町に20年以上立地をしていただいている企業に対しまして、その新增設に係る工場の建設費ですとか、それから機械装置のその費用が対象の経費となります。県と町がそれぞれその費用の5%ずつです。上限を5億円というふうに定めておまして、

これを補助をしていくということで、令和3年からこの補助金を幸田町も導入をしております。

現在ですけれども、先ほど申しあげました職員の情報収集でありますとか、町のほうへの協議のそういったものの資料からですが、今後5年以内には2社の、本当にこれは概算でございますけれども、2億6,000万ぐらいは最低でも必要になってくるのではないかというふうに思っておりますが、この金額につきましては、引き続き職員のほうが企業の方々とコミュニケーションを図りながら、補助制度の紹介ですとか、それから補助に対する御質問もいただきますので、そういったものも県のほうに確認を取りながら丁寧な対応をして、町のほうも正確な数字をつかんで、計画的に積んでいきたいというふうに思っております。

それから、それとはまた別にですけれども、幸田町独自の補助制度を考えていくということで、こちらのほうですけれども、やはり、法人税が今後も回復は見込めないということと、それから新たな開発に関しましても、これまでは企業庁とそれから自治体というのは対等な開発のパートナーということでございますので、やはり一定の負担も求められるということで、大きな開発をしていく場合には、須美の前山地区もそうございましたけれども、一定の町の負担というのがやはり億単位であるということでございます。そういった部分で一般会計のほうの財源も必要といたしますので、補助につきましては基金でしっかりと積んで、企業の方が安心して進出をしていただけるという、そういったまず姿勢を幸田町としましてもほかの自治体に負けないようにお示しをしていきたいというふうに思っております。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境君。

○7番（田境 毅君） はい、内容は分かりました。

次に、2つ目ですが、そういったことを進められるんですが、具体的にどのような事業主に対して、これは基金が使用できるのかということを確認をいたします。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 先ほどの新あいち創造産業立地補助金Aタイプというものでございます。幸田町の中では幸田町企業再投資促進補助金ということで、これは先ほどとちょっと同じ部分もございますけれども、20年以上町内に立地をしていただいている工場等を有する企業の方々と、製造業・ソフトウェア業に係る工場、また研究所の新増設を行うという予定にしている企業に対しましてです。

投資の規模ですけれども、交付の要件といたしまして、大企業でしたら25億円以上、また中小企業でしたら1億円以上ということで、その一定の投資をしていただく企業を対象にしております。補助率のほうが先ほど申しあげました、その経費の県が5%と町のほうが5%ということで、それぞれ上限が合わせて県の5億円と町の5億円ということで、上限額が10億円というふうになっております。県内で今この制度を適用している市町村というのが36市町村ございまして、幸田町もこの制度で、幸田町に長年御貢献いただいている企業の方々の新たな再投資を狙っていくものでございます。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境君。

○7番（田境 毅君） 内容もこれも理解をいたしました。大企業についても中小企業につ

いてもきちんと制限があって、そういった取決めに基づいてやられるということですし、現在も県内には36市町村で実施をしているということは分かりました。全体的には理解をできたつもりでおります。優良企業をやっぱり誘致とか残置することで、最終的には町が安定した財源の確保ですとか、地域の活性化、これにつながるような活動になることを期待しますので、ぜひそういった形でいろいろと配慮いただきながら進めていただきたいと思います。

以上です。

○議長（藤江 徹君） 以上で、7番、田境 毅君の質問は終わりました。

第59号議案の質疑をこれで打ち切ります。

次に、第60号議案の質疑を行います。

14番、丸山千代子君の質疑を許します。

14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 職員の定数条例の見直しで、町長部局が職員定数を30人増やすという中で、この根拠についてお尋ねするわけですが、その前に資料を出していただきました。これは、65歳定年引上げに伴っての段階的に定年引上げが行われるわけでありまして、それが令和14年度までかかるということで、この定年引上げによって増加する職員数が31人ということでもあります。この定年の引上げに伴って増加する職員が31人ということではありますが、説明の中では、これを新卒も新規採用も入れながら調整をとっていくよというようなことだったわけになります。そうしますと、この増員の根拠が崩れるわけでありまして、この辺のところはどのような算定で30人増ということを出されたのかお聞きしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） まず初めに、お手元にお配りをいたしました質疑事前要求資料、定年引上げに伴う職員数の増減、こちらのほうの資料を御覧いただきたいと思います。

定年引上げの導入に伴いまして、地方公務員の定年が令和5年の4月から令和13年4月まで2年に1歳ずつ引き上げられまして、令和5年から令和14年度までの10年間で定年年齢が65歳となってまいります。

資料の中で、令和6年度の欄にございます3人と記載のものでございますが、前年度である令和5年度中に60歳に達した職員数を表しておりまして、定年年齢が従前どおりの60歳であれば、令和5年度末をもって退職する職員数となります。この3人については、定年引上げにより61歳が定年年齢となりますので、退職しなければ定年引上げにより増加する職員数となります。また、61歳の定年後も、暫定再任用職員、フルタイム、この制度が新しくできておりまして、働き続けることができます。この3人が65歳まで働き続けた場合、令和10年度をもって退職をすることとなりますので、資料中、令和11年度の欄にマイナス3人と表記がしてございます。また、令和14年度の欄にあります、定年引上げにより増加する職員数31人につきましては、定年年齢で定年退職し、フルタイムの暫定再任用職員として全員が65歳まで勤務すると想定した場合の最大の増加数であります。

職員採用につきましても御質問だったわけですが、職員採用計画の具体的な

数値をお示しすることはこの表の中ではできておりませんが、実際はこの定年年齢前に退職される方、定年退職後に短時間勤務を選択される方も中にはおられるというふうに推測されておりますので、増加する人数はこの31人を下回ってくるというふうに思っております。その職員採用につきましては、この定年退職以外の退職も若干数あると推測をいたしまして、原則として退職補充をしていく方針と考えております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 今、幸田町におきましては、若年の中途退職者が非常に多いと、今までに考えられなかった中途退職が出てきているということはどうなのかというふうに思うわけでありまして。日本人の雇用の形態は、今までは永久就職ということで、そんなにほかのところが変わるということにはなかったわけでありましてけれども、とりわけ公務員につきましてはそういう定年まで勤め上げるというのが大体一般的であったわけでありましてけれども、しかしながら、今現在そのような状況が続いているという中で、この資料にもありますように、新規採用は原則として退職補充とするというようなことになってきておりますけれども、この退職補充で新規採用でやってくると、これは、また例えば年度によっては大量退職というようなことで非常に逆ピラミッド型になっていたわけですが、これがちぐはぐになってきて、非常に定数管理の中でいうと難しい状況が出てくるんじゃないかなというふうに思うんですが、その辺のところをコンスタントに新たな職員の新規採用もやっていかないと、これは職員の定数管理からいっても好ましくない状況が生まれてくるんじゃないかなというふうに思うわけでありまして、その辺のところは、町長部局での30人増加の根拠が崩れるんじゃないかなというふうに私は感じるわけでありまして、その辺のところをもう少し分かりやすくやっていただきたいというふうに思うわけでありまして。

そして、改正前になりますと275人定数に対して、改正後は305人になるわけでありまして、必ずしも305人になる、そういうものではないというわけでありまして、その辺のところをバランスのよい体制をつくっていくためには新規採用、この辺のところもきちんと退職補充だけではなくてやっていかないと、これは職員の仕事量、過重負担となってしまうわけでありまして、その辺のところはいかがかということでありまして。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） ありがとうございます。定年退職の補充以外にも、やはり、昨今、専門職という意味では人材不足が叫ばれております。そういったことを鑑みまして、専門職につきましては退職者補充以外にも継続的な採用を検討していきたいというふうに考えております。なお、やはり、この31人というのは最大限、あくまでも上限の数字でございます、実際退職者等の予測がどのようになるかというのはつかめない中で31人という数字を出してございますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 先ほども言いましたように、幸田町の場合、今は中途退職、とりわけ若い人たちの中途退職が多いということから考えると、やはり希望の持てない職場ということになっているというふうに裏づけると、そのようなことにも考えられるわけ

であります。やはり、こうした定期的な職員採用ができない、見通しが立たないような状況になっている職場環境、こういうのは改めるべきでありますし、何よりも今現在どこの部署におきましても残業が増えている状況もありますし、また休職者も多いと。こういうような状況の中で、こうした職場の労働環境を改善をさせていく、それに伴っての職員増というのをやっていく、そして新規採用もちゃんとコンスタントにやっていく、そのような考え方の中でやっていただきたいということをお願いして、終わりたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 議員がおっしゃられました中途退職者が多いということに対しましては、いろいろな理由が考えられます。家庭事情によるものや新たな環境、職業を求めた者、先ほどおっしゃいましたように職場環境によるもの、体調不良によるもの、個人の資質等によるものなど様々であるかと思っております。その中で職員がやりがいを持ち、個々のパフォーマンスを十分に発揮できる、そういった職場環境こそがさらなる組織力を高めるものと認識をしておりますので、職場環境を整えることの重要性を考えておるものでございます。先ほどピラミッドの話もありましたが、コンスタントな新規採用職員、こうした者を専門職を中心に確保していくことにより、持続的な行政運営をしてみたいというふうに思っております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第60号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第61号議案の質疑を行います。

14番、丸山千代子君の質疑を許します。

14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 今回、公益法人等への職員の派遣につきまして、新たな公益法人を3つ増やすというものであります。そこで、お聞きするわけでありまして、公益法人等ということで一くくりにされているわけでありまして、実際に職員を派遣をするときに、聞き取ってきたわけでありまして、現在、商工会に職員派遣されているわけでありまして、こうしたところでのその任命書、これはどのようになっているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 任命書の件については、ちょっと私は詳細を存じておりませんので、お答えすることができません。幸田町の商工会につきましては、令和5年度、1人派遣中ということでございます。令和3年12月議会で、派遣ができる公益的法人ということでお認めをいただいております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） この公益的法人というその定めですね、商工会や、そしてまた今回は土地改良区も新たに対象となっているわけですが、こういうふうに例えば、その説明の中ではあったわけですが、公益的法人でなくても等でひっくるめれば派遣することができるというようなこの条例改正になっているわけですが、そうすると、この表題が公益的法人ではないのに等でくくってしまうというのはいかがかというふう

に思うわけであります。その一つの方法が、定年延長に関わる職員増のそうした調整弁として、今まで役場のOBさんを嘱託として、派遣じゃないんですが就職先としてやっていたものが、今度は堂々と職員派遣という形の中で行くことができると。それは一つの方策であるわけですが、しかしながら、この公益的法人でないところも一くくりにくって派遣をすることはいかがかということではありますが、そのような事例として、ほかの自治体でもあるのかどうなのかお聞きしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 公益的法人等ということで一くくりというお話でございました。公益的法人等という形で考えておりますのは、あくまでも民法の規定に基づき設立される社団法人及び財団法人等を指すものでございまして、あくまでも公益に関する事業を行うこと、営利を目的としないこと、また、主務官庁の許可も得ることが必要でございまして、そうしたものの要件を満たしておるものでございます。そういった組織につきましては、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律、こうした平成12年に整備された法律によりしっかりと定めがされておりますので、その法の中で運営をしていきたいというふうに思っております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） そうしますと、法の下で派遣をすることができるとするならば、土地改良区さんと商工会さんはどうなんですかね。それは法の下で裏づけされているんですかね。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 今申しました法律におきましてはその背景がございまして、行政が複雑・多様化してくる中で、従来の市町村の枠を超えて行ったほうが効率的な業務、新たな事務が発生するようになったことが挙げられております。今おっしゃられました土地改良区でございまして、土地改良法上の団体でございまして、法人格を有し、公法人としての性格が強いものだというふうに考えております。商工会におきましても、商工会法によって認可された公益法人でございまして、経済産業省の認可法人ということで、市町村と密接に関わりのある団体というふうに考えております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 考えは分かりました。それで、お聞きするわけでありましてけれども、派遣した職員の給料ですね、そういうものにつきましてはどのような負担割合になっているのかお聞かせください。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 給与の負担割合につきましては、各団体ごとに、私、今手元に持っておりません。協定等により決められた形で負担がそれぞれされておるというふうに認識をしております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） それぞれこの団体の加入している福利厚生や、あるいは保険等があるわけですね。そうすると例えば給料や報酬、そういうものは役場のほうから出して、ほかの手当等がその団体から出すとか、それぞれ派遣される団体によっていろいろ

違いがあるというふうに思うんですが、そうしたのが例えば職員間のこれが差があってはならないと私は思うんですね。同じ幸田町の職員として行くわけでありますので、その辺のところの調整というのはあるのでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 福利厚生面等々につきましては、法の趣旨の中で条例に決められた範囲の中で誤りのないようしっかりと整備をしておるものと考えております。それから、福利厚生面では、派遣先での環境であるとかそういったものが大事になってくるかと思えます。これにつきましては、安全配慮義務等により引き続きの配慮がなされるものと考えておまして、その状況を本町としても見守りつつ、必要な手を差し伸べていきたいというふうに考えております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 派遣される職員間の差があってはならないわけでありますので、その辺のところは派遣をされても役場職員と同等のいろいろな手当とか、そういう関係につきましては差のないようにしていただきたいというのがお願いございまして、終わりたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 役場の職員、それから派遣される職員、どちらも同じでございます。平等に給与、手当等の整備を整えてまいりたいというふうに思います。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第61号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第62号議案の質疑を行います。

本件は、通告なしであります。

以上で、第62号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、途中ではありますが、10分間休憩といたします。

休憩 午前 9時50分

再開 午前10時00分

○議長（藤江 徹君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、第63号議案の質疑を行います。

14番、丸山千代子君の質疑を許します。

14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 高齢者ふれあいプラザを廃止するものでありますが、この高齢者ふれあいプラザは、介護保険が導入をされる時に国の全額補助のもとに高齢者の施設として造ったものであると認識をしております。それを今度廃止をするということで、これについて問題があるかないか、まずそのことの確認をお願いしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） 議員がおっしゃるとおり、高齢者ふれあいプラザにつきましては、平成11年度の補助事業として介護予防拠点整備事業ということで補助金を頂いて、平成12年9月に竣工している施設でございます。この施設につきましては、耐

用年数に対して、今は経過年数24年という途中の段階ですけれども、議会における指摘も含めて、国県等の確認をさせていただきまして、今後の事業活用については補助金の返還を求めず、今後どのように利用するかという報告をすることで協議をして進んでいるところでございます。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 国の補助返還はなく、これから継続してほかの事業でも高齢者の生きがい対策等でも使っていくという、そういうような内容になってくるわけでありませんが、今現在、この高齢者ふれあいプラザ、カラオケだったりヘルストロンだったりいろいろなので、人数はそんなに多くはないかもしれませんが、定期的に利用している人がいるわけでございます。そうした高齢者の方たちが利用している制限について、どのようなお考えがあるのかお尋ねしたいと思います。委員会の中では制限はしないよと、自由に使ってもいいですよというようなことであつたわけでありましたが、改めて確認の意味でいかがかということをお願いします。

○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） 高齢者ふれあいプラザにつきましては、平成28年の年間の利用者が延べ人数で7,076人、令和元年度は5,796人、その後、コロナウイルス感染症の影響により、令和3年度は1,117人まで減少してきましたが、昨年度は3,785人となっております。利用の大半は、指定管理者の報告によりますとカラオケという実績となっているようですが、そのほかにもヘルストロン、談話室の利用も一定程度あるという報告を確認しております。

当初、事務所にする計画でございましたが、協議会で御意見も頂いたように、ヘルストロンの一定の利用者についての御意見を頂きましたので、シニア・シルバー世代サポートセンターの事務所のほか、町民が引き続き利用できる新たな施設として現在計画をしているところでございます。その中で、現在6台設置してあるヘルストロンのうち、使用できるのは4台でございます。この4台を引き続き設置する場所を検討しております。現在、指定管理者がリース契約をしているカラオケにつきましては、町としては契約する予定はしておりませんので、制限ということではないですけれども、利用できるものがなくなるのは事実ということになります。

なお、高齢者ふれあいプラザは、現在の条例において町内に居住する満60歳以上の方が利用できる施設ですが、シニア・シルバー世代サポートセンターの事務所が入ることによりまして、高年齢者等という形になってくることを想定して、条例の新たな施設としての設置及び管理の条例について今計画しているところでございます。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 高齢者ふれあいプラザは、今現在、シルバー人材センターが指定管理で管理をしているわけですが、この廃止後の対応というのはどこが管理をしていくのか。施設管理についてお尋ねしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） 現在、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの指定管理者基本協定及び指定管理者年度協定を締結しております。この基本協定第50条

に基づき、指定管理者である公益社団法人シルバー人材センターと協議の上、覚書等で高齢者ふれあいプラザに関する部分は適用しないこととし、指定管理料については年度協定で明確にしていく予定でございます。現在のふれあいプラザの指定管理料につきましては354万2,000円になりますが、こちらが来年度からは支払わないこととなります。令和6年度では、施設の管理につきましては福祉課の所管施設として管理をしていく計画でございます。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 指定管理は、覚書の中で適用しないということの協定で新たに町の福祉課が管理をするということですが、今現在もシニア・シルバー世代サポートセンターにつきましては福祉課が直接管理をしているわけでありまして、それで、福祉課が管理をするといいますが、実際はあそこに常駐するシニア・シルバー世代サポートセンターが管理をするというようなことになるわけですが、例えば、これから高齢者、例えばあそこは55歳以上からだというふうに思いましたけれども、そうした方たちが利用するに当たってトラブルのないように、実際にその辺のところをきちんと福祉課がチェックをしていくというような体制の下で運営をしていただきたいというふうに思うんですが、その辺のところはきちんとできるのか確認の意味でお願いしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） 議員が御指摘のとおり、現在の幸田町シニア・シルバー世代サポートセンターについては、複数の事業が複合して入っている施設で、その施設につきましては福祉課が町所管の施設ということで管理をしております。以前にも、管理者が幸田町である以上、そこに職員がいない中で問題があったときについての心配をいただいたところで、その辺りは施設の管理に係る契約の中で明記をしてきているところでございますが、それは事務的な話で、現実の人間関係におけるトラブルについては想定されますので、その辺りはシニア・シルバー世代サポートセンターの事務所があるからセンターのということではなく、福祉課として住民に丁寧に説明できることと、特に交通安全、これは奥に上六栗子育て支援センターもある共有スペースを通っての駐車場になりますので、セミナー等を行った際の交通安全についても福祉課としては十分注意して指導して、事故のないように管理をするようにしていきたいと考えております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、12番、稲吉照夫君の質疑を許します。

12番、稲吉君。

○12番（稲吉照夫君） この件につきまして、私の近くの人で高齢者でカラオケ等を使っている人がおります。その中でいろいろと言われて、私も実際にどんな状況になるのか確認させてもらった件の中で、1つどうしても気になることがあります。

11月20日に現地を見ながら、あと、サポートセンターのほうに行きまして所長とお話させてもらったんですけども、そのときの話として、このときは今あるカラオケの部屋は今までどおり使用可能ですということをはっきり言われました。移転後については、その中で週に1回はセミナーを開催しますので、その日は駄目ですけどもとい

うことで注釈が付きましてけれども使えるということで、実際にやっぱり使っている人の前でそういう形ではっきり言われてしまうと、すごく使ってる人は期待してしまうのが人情じゃないかと思えます。そういった意味で、なぜそこで今言われる、福祉課のほうでもうこれは使えませんよといったのが、実際の現地の所長のほうはそういう解釈をされたのか、ちょっとそれが合点がいかないんでちょっとお聞きいたします。

○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） 議員が御指摘の事実につきましては、私も福祉課長から報告を受けて、地元のカラオケの愛好者の方と議員のやりとりについては報告を受けて、承知しているところでございます。

事務所の移転に関する構想につきましては、その施設に移転した場合の課題等について、シニア・シルバー世代サポートセンターのセンター長とは意見交換をこれまでも行ってきております。その意見交換の中で、本町の方針についてもお伝えしておりましたが、カラオケ愛好者のお話を聞いた際に、センター長個人のお考えを述べられたものではないかと推測するものでございます。この辺りは、まだ今後の利用についてははっきりとしたものができてない段階で団体のセンター長が町民の方に御発言されたことについては、大変指導・監督する者として不適切だったと思っておりますので、この辺りはしっかり事情のほうは説明をセンターともしておりますので、今後このようなことがないように注意したいと思います。ありがとうございます。

○議長（藤江 徹君） 12番、稲吉君。

○12番（稲吉照夫君） その辺のところは、今後も意思を統一したもので出していきたいと思えます。そうしないと、やはり、使うほうとしては都合のいいほうを取り上げて物を言うようになりますので、これは大きなトラブルになると思えます。そういった意味で、しっかりとその辺を行っていただき、意見調整だけはやっておいてほしいと思えます。

その中で私が今後心配するのは、カラオケ等について福祉センターですか、深溝にある、そこにも移動の話があったということなんですけれども、今の状況とは使い勝手が違うんでなかなかそこは移れないよということで、先ほども人数の発表がありましたけれども、1月に大体延べ300人ぐらいが使ってるということで、やはり、これは大きな非常に必要な施設だというふうには私は思います。そういった意味で、今後、高齢者の居場所、やはり、これはどこでも今は問題になっている居場所づくりというのは、これは真剣に考えてもらわないかんことじゃないかなと思えます。確かに何か事業あるときには、ちょっとごめんなさいねということはある話なんですけれども、そういったときにはそれと同等のようなものを用意して、ここで楽しんでくださいというところもある程度、全く一緒とは言わないですけれども、そういったところも今後には必要ではないかと思えます。そういったことで居場所づくりということをしっかりと考えていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） ふれあいプラザのカラオケ愛好者のこれまでの居場所という観点であれば、福祉課の所管している、今議員が言われました老人福祉センターで月

曜日と木曜日のカラオケ利用ができるように、老人福祉センターと協議と調整を行っております。これらの案内を、今後、チラシや施設の設置について老人福祉センターでまた引き続き活動を続けていただければということで、居場所の継続性については確保していく努力をします。その中で課題がある中については、また今後協議をしていく必要があると思います。

健康福祉部としての施策としましては、シニア・シルバー世代サポートセンターの活動としても、就労相談やボランティア活動の紹介、各種セミナーなど、これらの事業に参加する高齢者の居場所として、計画の基本に考えているところでございます。これまでのようにヘルストロンの使用はできて、カラオケのほうがあつた施設ではできなくなるけれども、その他の施設でできるようになるように考えていきたいと思っております。また、議会のほうでも様々な施策の中で子どもから高齢者が触れ合える場所、居場所ということの御意見も頂いておりますので、将来に向けては、そういう場所での居場所を新たに考えていきたいと思っておりますので、御意見をまた頂きたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（藤江 徹君） 12番、稲吉君。

○12番（稲吉照夫君） ぜひ、検討願いたいと思っております。先ほどカラオケの話も出ましたが、現実に使っているところは外への騒音の問題等で、実際に使っている方はこれ以上ボリューム上げたらいかんよとか、そういったこともマナーを守りながら使っているというふうに聞いております。そういったマナーを守りながら使っている、そういう人は貴重な気持ちだと思っておりますので、そういった心は大事にしてほしいなというふうに思っています。

また、それと、私も先ほど11月20日のお話をしましたけれども、そのときにその方も連れて大草の広野地区の旧タナカさんの事務所ですか、あそこは何か大ざっぱな話ですけども、卓球だとか体操だとかそういったものに使いましようというような話が出たと思うんですけども、まだ具体化できてなければそういったところも含めて、町にあるいろいろな施設を含めて高齢者の居場所づくり、こういったものをやっぱり真剣に考えてほしいと思っておりますので、よろしく願いいたしまして、終わります。

○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） ただいま大草広野地区の福祉施策の構想についての御意見も出ました。こちらのほうも将来につけていろいろな意見が頂けるものと思っておりますので、その中で高齢者の居場所、それから子どもたちとも触れ合える場所を含めて検討して考えていきたいと思っております。

○議長（藤江 徹君） 12番、稲吉照夫君の質疑は終わりました。

次に、3番、野坂純子君の質疑を許します。

3番、野坂君。

○3番（野坂純子君） 先ほど、前の議員の丸山議員や稲吉議員の質問の中で、私の最初のふれあいプラザの利用者数と、その方々の今後の利用施設については理解いたしました。

そして次の、今度幸田町シニア・シルバー世代サポートセンターが移動することによって、もっと車の数が増えたり、隣の子育て支援センターなどもあるので、本当に車が

今までとは違って出入りが多くなると思うのですが、その駐車場の安全性の確保はどのようにされますでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） 高齢者ふれあいプラザの車は、15台分の区画になっております。その区画線がもう見えにくい状態になっております。その区画線を通って、上六栗子子育て支援センターに入っていくという部分では、交通安全上問題があるということは認識しております。9月議会におきましても、入り口を斜めに進入する際の死角について御意見を頂いたり、駐車場の安全性については御指摘をいただいているところですけれども、今回、子育て支援センター所管課のこども課と現地確認をしたところ、入り口の門扉の施錠は必ず必要であるということが新たに分かりまして、シニア・シルバー世代サポートセンターからは、駐車場の線ではなくて舗装自体、水溜りがあるというか、穴が開きそうな状態なので舗装してほしいという御意見も頂いたりしております。当初の修繕計画にはその部分は入っておりませんので少し見直しさせていただきまして、今の駐車場の安全性につきましても含めて、今後、シニア・シルバー世代サポートセンターとして施設を使用してから、計画的な整備に努めたいと思います。その際は安全第一に配慮していきたいと考えますので、子育て支援センターと共に協議をしていく必要があると思います。当面は、セミナーなど開催計画につきましても、こども課及び子育て支援センターと情報共有するとともに、そういう当日はセンター職員による利用者の安全確保に注意するように指導していきたいと考えております。

○議長（藤江 徹君） 3番、野坂君。

○3番（野坂純子君） ありがとうございます。

新しく移動したときに名称というのは変更されると思うのですが、これは公募なのでしょうか。もしそうだとしたら、その周知方法はどのようにされるのでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） 公募の予定は現在考えておりません。職員で案を検討して、設置及び管理条例の中で議会にお諮りいただくことを考えております。

周知方法につきましては、この施設の廃止につきましては、議案の承認をいただいた後、チラシや張り紙などの施設への設置、ホームページ、広報2月号などで周知し、今議員がお尋ねの新しい施設といたしましては、その施設の設置及び管理に関する条例について3月議会定例会に提出を計画しておりますので、そこで御承認いただいた後に町民の皆さんにホームページや広報等を広く周知していく考えで今現在おります。

○議長（藤江 徹君） 3番、野坂君。

○3番（野坂純子君） 今、坂崎にあるシニア・シルバー世代サポートセンターの看板はすごく大きな看板の中に3つぐらい名前が書かれていて、その大きな看板をきつと変更すると思うのですが、今度それを上六栗のほうに持っていったときに、それはどこへいつどのように設置するのかなというふうに思うぐらい大きなものがあるんですが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） 新しい施設の名称が決定いたしましたら、現在のふれあい

プラザ・上六栗子育て支援センターの入り口の門柱に施設の名称が設置してある看板がございます。その看板と施設の外壁に設置してある名称を新しい名称に付け替える予定です。

今議員がおっしゃいました坂崎の施設にある看板塔の設置につきましては、先ほども交通安全のところでも御説明したように、将来的に駐車場入り口などを整備する際に、子育て支援センターとの利用と交通安全の観点から、どこに看板塔を設置するのも含めて、これから計画的に考えていきたいと思います。なお、坂崎にある現在の幸田町シニア・シルバー世代サポートセンターの看板塔とそれから施設の入り口の上に施設に直接設置してあるセンターの名称は、それは取り除きまして、幸田町北部地域包括支援センターの名称に付け替える予定です。看板塔に3つの施設名があるものを貼り替えまして、2つの施設名に変える計画であります。

○議長（藤江 徹君） 3番、野坂純子君の質疑は終わりました。

以上で、第63号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第64号議案の質疑を行います。

14番、丸山千代子君の質疑を許します。

14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 町営住宅の入居資格要件の見直しに伴って、パートナーシップ協定、この宣言の交付を受けた方が対象に新たに加わるということではありますが、そこでお聞きするわけでありまして、このパートナーシップ宣言につきましては、各自治体でそれぞれに宣言をするものになっております。幸田町は、つい最近ですけれども、県内のパートナーシップ制度を導入している自治体と協定を結ばれました。とても相互関係利用できるものとしていいなというふうに思うんですが、今回のこの町営住宅の入居に当たって、ほかのところでも交付を受けた方が入居資格要件に該当するかどうか、まずお尋ねしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 建設部長。

○建設部長（内田 守君） パートナーシップ宣言制度は、パートナーシップの宣言を行った市町村のみが有効であり、協定を締結した自治体間での転出・転入では、手続の簡素化が可能となりましたが、転出先で引き続きパートナーシップ制度を利用する場合は、あくまで転出先の市町村にパートナーシップの宣言をする必要がございます。

したが、町営住宅の入居を希望する場合は、幸田町でパートナーシップの宣言を行い認められることで、婚姻関係や事実婚関係と同様であるとみなされ、町営住宅への入居申込みが可能となります。

ただし、パートナーシップ宣言制度は、あくまでも入居資格要件の1つである同居親族要件を満たすものであり、他の入居要件が満たされていないと入居することはできない状況でございます。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） ほかの自治体から例えば幸田町の町営住宅を申し込むときには、そのときはほかの自治体から申し込むわけでありまして、その辺のところは新たに幸田町に転居しなければ申し込むことができないわけでありまして、その辺

のところ、やっぱり、せっかく協定を結んだわけでありますので、入居要件としてはこれがぜひ取り入れられて、制度を利用できるようなものにしていただきたいなというふうに思うんですけれども、その辺のところの運用面、管理面、それから制度的なものとして制限というのがどのようなものがあるのかお尋ねしたいということと、それから、保証人の要件がやはり難しいということで、各自治体では2人だったのが1人になり、そして今は保証人なしということもあるわけであります。例えば岡崎市の場合は、保証人がなくて入居ができるわけでありますので、そうした入居要件の保証人要件の廃止というのは今回は考えられなかったのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 建設部長。

○建設部長（内田 守君） 今回は、パートナーシップの宣言を要件にしたということでございます。その中で各市町でのパートナーシップの協定を結んでいる方については、先ほども申しましたとおり、制度自身がいろいろな考え方それから細かいところも違っておるということでありますので、なかなか統一的なものではないということで、手続の簡素化等はされるということでありますけれども、改めて幸田町でのパートナーシップの宣言をしていただくということになっているというふうに聞いております。

それから、保証人の廃止についてどうかということでありますけれども、連帯保証人の目的は、町営住宅を借り受ける入居者が家賃を滞納したり、住宅に損害を与えたりしたときの原状回復費用を入居者が負担できない場合、負担する義務を負うこと。また、入居者の緊急連絡先の確保を目的としております。また、入居人に連絡がつかない場合に、保証人等に相談をさせていただいておるところでございます。

公営住宅への入居に際しての保証人の取扱いにつきましては、事業主体の判断に委ねられており、本町は、連帯保証人については令和2年4月から連帯保証人を2人から1人にするなど、連帯保証人の要件の緩和を図り、入居希望者の負担を軽減しております。しかし、国からは、近年、身寄りのない単身高齢者が増加していることなどを踏まえて、今後、公営住宅の入居に際し、保証人の確保できないために入居できないといった事態が生じないように、保証人の確保を公営住宅への入居に際しての前提とすることから転換すべきとの考えが示されております。そこで、愛知県内を見ますと、令和5年4月1日現在で、公営住宅を運営している40事業主体中19事業主体が保証人を廃止している状況でございます。今後、保証人を廃止した場合の影響等を検討しながら、滞納等に対する取組、そういったものも検討しながら、近隣の状況も見ながら、幸田町で本当に廃止が可能かどうかをしっかりと検討していきたいと考えております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） これから高齢化に伴って高齢者が増えてくる、とりわけ単身の高齢者が増えて、そして、そうした高齢者は一般のアパート等で借る場合、非常に困難になってきているわけであります。そうしたときに、やはり、例えば家族、身寄りがない、そうした高齢者の方の行き先としてもこの町営住宅の果たす役割は大きいわけでありますので、そうした保証人の要件の廃止、この辺のところをもっと本当に早急に廃止をしながら、そして、この高齢者が安心して入居できる、そういう制度にしていきたいということをお願いして終わりたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 建設部長。

○建設部長（内田 守君） 保証人要件の廃止につきましては、公営住宅に入りやすくするというご意見もごございますが、滞納の問題等もごございますので、他の市町の状況を聞き取りをしながら、滞納についての取組等も含め、保証人について今後検討をしてみたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第64号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第65号議案から第67号議案までの質疑を行います。

以上の3件は、通告なしであります。

以上で、第65号議案から第67号議案までの質疑を打ち切ります。

次に、第68号議案の質疑を行います。

14番、丸山千代子君の質疑を許します。

14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 長嶺北部地区福祉医療ゾーン整備事業用地でありますけれども、ここにつきましては山林開発をしながら、そして医療、高齢者の老健施設の誘致、そして障害者の施設誘致ということで行われるわけであります。そのときにもここを用地選定したときに、この現地調査というのは十分もうされたというふうに思うわけでありまして。そして、またこの取得に当たっては、不動産鑑定等も行ってきたというふうに思うわけでありまして、また同時に、この売買実例等に基づいても調査もされてきている、こういう中で今回補正予算で出されておりますこの用地の中の果樹、農業用倉庫などの補償を追加というようなことがあったわけでありまして、これは調査に不備があったんじゃないのかと思うわけでありまして、この辺のところはいかがなんでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） 取得用地の売買単価決定につきましては、標準値を定めて土地鑑定調査と、標準値との比較検討という土地評価調査を令和4年度に行っております。1筆ずつ丁寧な調査を行っており、買収対象面積につきましても、多額の費用のかかる1筆地測量という手法ではなく、登記簿面積での買収について関係者の合意形成を図ってきたため、用地調査・買収に係る地権者協議はスムーズに進めることができっております。

なお、昨年度行いました今言いました調査には、物件補償に係る調査は含んでおりません。物件補償に係る調査につきましては、今年度当初予算で調査をしてきていたものでございます。物件補償につきましては、中部地区用地対策連絡協議会の損失補償算定標準書に基づいて、今年度の委託業務として調査をしてきたものでございますので、この68号議案の土地の取得については、昨年度の調査のほうで、議員が今おっしゃいましたように協議が進んできて、これから契約するもので、一般会計における補正予算に係る物件費の補正についての調査は別であるということで御理解いただければと思います。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 公共が土地を買収するときには、これは土地の調査、そして形状の調査、そして売買実例や不動産鑑定、いろいろな中で調査をするわけでありまして。その一環としては流木補償もございまして、そこの中の例えば家屋があった場合は家屋だって調査の対象になるわけです。それがなぜ今回は別だったのか。おかしくないですか。

○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） まずは、個々の地権者に用地買収費案を提示しまして、物件補償については、所有者が更地にしないと補償できないという考え方に御理解をいただいた上で、補償を希望される地権者と補償が妥当と思われる地権者に係る部分の物件調査を行い、補償額算定を実施する方針でありましたので、用地取得を進めるに当たり、土地鑑定及び土地調査においては不備はなく、年度を2年間にわたっての調査になったということについて問題はないというふうに理解しております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） この用地取得に当たって、いろいろな角度から、ここの土地を買収しようとするときは調査をするわけですよ。そして、見積りをするわけですよ。それが今回のようなことが起きる、これは明らかに私は不備だと思います。これは、一つの取得をするときに当たって、いろいろな実例を見ても補償の部分が後から後づけになるなんてこと考えられません。こういうことをやってきたということは、これは役場の組織の体制の不備だと言わざるを得ないというふうに私は思うんですけども、この辺が福祉課だけでやってきているということがどうだったのかと。この中にやっぱり事業調整監という名の下にずっと今まで関わってこられた方もいるわけですよ。それがなぜ力を発揮されなかったのかということなんですけれども、これは全体的な見積りの中で、事業計画をする中、進めていく中で示されたわけでありまして。それが示されていなかったということは、これは明らかに不備と言わざるを得ないと私は思うんですが、どうなんですかね。

○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） 今の議員の御指摘については、物件補償に当初予算とずれが生じたことが、昨年度の調査業務の中に入っていないことがそもそもではないかということですが、今回物件補償において当初予算と異なってしまったのは、具体的にはブドウの圃場でございます。用地取得に係る地権者説明会で意見交換をしてきた、地権者との意見交換をしてきた中で、地権者が補償費を受けた後、自分たちで大規模な樹木伐採・撤去を行うことが難しいと考え、当初予算における補償費は、そこにある構造物や動産などを想定して当初予算を積算いたしました。しかし、今年度の物件補償の委託業務の中で、調査の結果、ブドウの圃場は地権者と耕作者が異なり、所有権もそれぞれ有していることが分かりましたので、両者との協議で、耕作者は他の場所に一部のブドウの木を移植してブドウ栽培を継続され、それに伴って、地権者は、その圃場の柵の撤去なども自分たちで行うということに今年度の協議の中でなりました。地権者と耕作者が補償費を受け、自分たちで更地にされるという選択を今年度の補償費が当初の予定に積算してなかったことが今回の補正となってしまった原因でございます。しかしながら、議員が今御指摘してるとおり、おっしゃるとおり、昨年度の地権者の意見交換の

中で、説明の中で耕作者が別でというそういう事情までしっかり話をして、補償の意思をなるべく昨年度の時点で移植して継続をするという判断をいただいた後に当初予算を組めばこういうことにはならなかったと思いますので、その部分については、物件調査に対する認識というのが福祉課職員にしっかり理解できてなかったということでは反省せざるを得ないと思います。しかしながら、用地交渉の段階で物件調査がその後になるというのは、私の承知している中では一般的だということで2年度に分けてやったということですので、その結果の中身が、やはり福祉課職員ではよく理解できてなかったのは課題であると反省しているところでございます。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 以前は、幸田町には用地対策室というのがあったわけですね。この用地買収に関わって専門的にこの業務に関わってくる、こういうところがあって、そして協力をしながら公共用地を取得をしてきた。こういうようなところの部署もあったわけでありまして。ところが、今回はやっぱりこのような見切り発車で進めてきたわけでありましてね。それがこのような結果を招いたと私は言わざるを得ないというふうに思うわけでありまして。その負担が728万1,000円という高額な付け足しになってしまうと、このようになってきたわけでありまして、このようなことがやっぱりこれから続かないようにしていくためには、やはり、福祉課だけで事業を進めていく、こういうことではなくて、縦の連携をしながら用地は用地として業務として行う、そのような専門性も身につける必要があると思うわけでありまして。それが、やっぱり、これは住民の方とのいろいろな後々のトラブルにならない、そういうことにもなってくるわけでありまして、後々悔いのないようにきちんと用地取得に当たっては対応していただきたいというふうにお願いをして終わります。

○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） 今後も福祉課における事業につきましては数多くございまして、御指摘をいただきまして、関係各課と連携をして知識のスキルアップに努めてまいりたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第68号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、途中ではありますが、10分間休憩といたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前10時57分

○議長（藤江 徹君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、第69号議案の質疑を行います。

12番、稲吉照夫君の質疑を許します。

12番、稲吉君。

○12番（稲吉照夫君） 道の駅ということで、私も道の駅によく行きます。駐車場もちよっと広くなったんですかね、その辺のところでもいつもいっぱいになっておる状況であります。その中で、令和4年度は売上げが伸びて大きな数字になっておるんですけども、

その反面、利益がガクッと落ちてる、これはどういう要因でこんな形になったのか、ま
ずお伺いいたします。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居靖久君） 道の駅につきましては、開駅後の第3期目となる現在であ
りますけれども、この4年間においても毎年多くの方々が御来駅いただき、また、運営
側の御努力もあり、昨年度実績では、産直部門・飲食部門ともに売上は前年度比で増加
している状況であります。しかしながら、純利益につきましては、今議員が言われたと
おり、対前年度比においても減少している状況であります。

その要因についてはということでございますが、当該施設においても、この世界情勢
に起因する国内の物価上昇や原材料価格の高騰等の影響を受けており、商品の仕入価格
の増大や電気料の高騰など、いわゆる売上原価や一般管理費等が増大したことで結果的
に純利益が減少しているといった状況になっているものでございます。

なお、当駅の純利益につきましては、年度によっても多少の増減はもちろんあります
けれども、開駅以降、一度も赤字決算とはならず、ここまで来ております。今後につ
きましても町と指定管理者とでしっかり連携をして、引き続き安定経営に取り組んでま
いりたいと、こんなふうに思っております。

○議長（藤江 徹君） 12番、稲吉君。

○12番（稲吉照夫君） 順調に来ているということで喜ばしいことだと思います。その中
で私はいつも気になるんですけれども、売店のほう、お店のほうの通路が狭いんですよ
ね。人がすれ違うのがやっとなで、例えば買物かごなんか持ってそれ違うというのは非
常に苦勞するというような状況ではないかと思えます。今年度ですか、倉庫・会議室を
増築して場所もできたとは思っておりますので、そういった意味で、やはり、買物
をするお客さんが買いやすい形のお店づくりというのも考える必要があるんじゃない
かなと思えますが、今後のそういった計画があるかないかをお聞きいたします。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居靖久君） 今、議員に言っていただいた地域振興施設であります。
こちらにつきましては幸田町が管理する施設で、売場につきましては開駅以降15年程
度が経過をしている状況でございます。そんな中で取扱商品の種類も、開駅当初から
比較しても圧倒的に多くなってございます。それもありまして、販売商品やそれに
伴う陳列ケースといったものが店内所狭しと並んだ状態となり、通路等においても
十分なスペースが確保できていないような状況でございます。

さらには、近年オープンするような新しい道の駅につきましては、大きな施設にた
くさんの商品、そして広いスペースに明るい施設内など、来駅者が利用しやすい
売場づくりをされており、そんなことも当駅の売場がより一層狭く感じる要因の
一つではないかなと、こんなふうにも思っているところでございます。

そんな中、これからの5年間に向けては、これまで以上に厳選した商品を利用し
やすい売場で気持ちのいい雰囲気の中で来駅者の方々に利用していただけるよう
に、売場づくり、サービス提供、接客に努めていくように、指定管理者との協
定に伴う協議の中で改めて求めてまいりたいと思っております。

敷地の面積も限られている中、今すぐに施設の改修や拡張というような計画はございませんが、今後は接続する国道23号バイパスの全線開通も間近に控えており、これまで以上に来駅者の増加も想定をされています。引き続き町と指定管理者とが連携をして、来駅者に気持ちよく楽しんでいただける、そんな施設とするべく、地域の魅力ある施設づくりに努めてまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（藤江 徹君） 12番、稲吉君。

○12番（稲吉照夫君） 今の部長のお話にもありましたけれども、令和6年度中には23号バイパス全線開通という予定がうたわれております。そういうことで、やはり道の駅もそれを引っかけて、人の流れ、車の流れが変わるのであれば、それに対応できるようなことも今から考えていく必要があるんじゃないかなというふうに思います。先ほどもお話がありましたように、やはり、皆さんが楽しんでショッピングしてくれるなり、また、幸田の地元の物を町外の人にPRする絶好の私は場所だと思います。そういった意味では有意義に使っていただいて、幸田町をPRしていただきたいと思っております。そんな計画もどんどん立ててほしいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居靖久君） ありがとうございます。今、御質問いただいたこの地域振興施設のほかも、例えば産直施設、それから情報発信施設、いろいろございます。それから、冒頭議員に触れていただいた駐車場の関係も十分な台数があるわけではありません。令和2年度に若干台数が増えましたけれども、十分にあるわけでございませぬので、そういったことも含めましてトータル的にしっかり考えていく時期だなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（藤江 徹君） 12番、稲吉照夫君の質疑は終わりました。

以上で、第69号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第70号議案の質疑を行います。

14番、丸山千代子君の質疑を許します。

14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 補正予算の中で、町村合併70周年記念事業についてお尋ねしたいと思っております。

今回、前段階としていろいろな合併70周年の記念事業が取り組まれているわけですが、突然いつも出てきて戸惑うわけですが、今回もNHKの公開番組、これについて突然3月に収録をするという説明がございました。そのためのチラシや人件費の運営委託料であります。なぜこうしたものが例えば、合併60周年のときにはやっぱり公開番組としてのど自慢が行われたわけでありまして、その合併70周年の年にやられたわけでありまして、今回は、年度としては前年度に行うということでありまして、その辺のところなぜこのように突然出てきたのかお尋ねしたいと思っております。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 昭和29年8月1日に豊坂村と合併しまして新生幸田町が誕生して、令和6年8月1日に町村合併70周年を迎えるということでございます。この70周年を迎えるに当たりまして、この公開番組につきましてですけれども、NHKの

ほうには令和元年度から毎年のように公開番組の要望のほうは続けてきております。そういった中でですけれども、今年度におきましても、本来であれば来年度が町村合併70周年ということでございます。今年度7月に70周年に合わせまして公開番組の実施の要望をしてまいりました。その結果でございますけれども、NHKのほうから急遽お話がございまして、収録のほうはこの令和6年3月で、放送のほうは令和6年度に入ってからということで、開催ということでまだ正式な通知ではないんですけれども、幸田町のほうで開催をとということでお話を頂きました。

それで、今回の内容というのが、「新・BS日本のうた」ということでございます。こちらのほうのお話を、かねてから要望のほうを続けてまいりましたので、今回このお話を頂きましたときに、これを辞退するというのではなく、しっかりこのチャンスを記念事業に生かしていきたいというふうに思いまして、急遽でありますけれども、12月の補正予算で100万円ということで要求をさせていただいたという経過がございます。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 急遽NHKのほうから話があったということで、受けるということで分かりました。そこで、委託料が100万円上がっているわけですが、これはどこに委託をするのかお尋ねしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 今回の委託費でございますけれども、まず委託先につきましては、今のところ文化振興協会のほうにと考えております。この委託ですけれども、NHKとまだ正式な確定したものではありませんけれども、内々に一般的には地方自治体とNHKとの業務分担表というのがございますので、そちらのほうを基にどういった経費が公開録画を受ける自治体では必要になるかということを整理をいたしまして、今回4つの料金が含まれているわけでございますけれども、会場等の利用料ですとか、またチラシ、ポスター、プログラム等の印刷費、それから会場のほうの整理と場内スタッフ等の経費、それから管理費ですとかケータリングの経費の諸経費等ということで、税込みですと102万1,477円で約100万円での予算ということで計上をさせていただいております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） そうしますと、文化振興協会に運営委託料を払って、NHKのほうの負担というのは一切ないのか、その点をお尋ねしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 自治体である幸田町のほうの負担は今のところ100万円というふうに思っておりますけど、それ以外の経費につきましては全てNHK側の負担ということになっております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） はい、分かりました。

次に、小規模企業等振興資金信用保証料補助についてお尋ねしたいと思います。

このゼロゼロ融資の返済が7月から始まってきておまして、中小業者の申請も増え

てきているというようなこともお聞きをいたしましたけれども、中小業者の申請要望というのはどれくらい上がってきているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居靖久君） 今の保証料の関係でございます。こちらの細かなどういったタイプでということまではまだ把握をできてないわけでありまして、本町の補助実績といたしまして、これは全体の数字になりますけれども、11月末現在で、実績で今83件で上がってきております。ちなみにこの83件という数字はどのような数字かとなりますと、対前年度比でいきますともう86.5%、8カ月間で86.5%程度にまで数的には来ているということでございます。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 分かりました。それで、順調に借換えが行われているようでございますけれども、中にはゼロゼロ融資返済が始まってきて、再度銀行に借換えをお願いをしたところ借りられなかったということで、返済が行えなくて焦げついてしまって、そして倒産をすると、こういう事例も出てきているわけでありまして。ですので、やはり、その辺のところは貸し渋りのないように町としても対応していただきたいということでありまして、その辺のところ、実態としてこの状況はつかんでおられるのかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居靖久君） 今の実態ということではございますが、こちらにつきましても数字的なものは持ってございませんが、議員が言われるように、金融機関による貸し渋り、これはすごく肝心なところでございます。

本町では、金融機関から中小企業への円滑な融資調達を支援し、経営の振興を図ることを目的として、愛知県と本町にて連携をして、町内外の9つの金融機関へ合わせて3億1,500万円規模の資金を預託をして、アフターコロナ期における町内の中小企業の事業者が業績回復・経営安定を図る後押しをするために、今年度も実施をさせていただいているところであります。

また、数字ではございませんが、中小企業等に対する金融の円滑化につきまして、国から政府系金融機関に要請文を出されている状況でもあり、そんなこともありまして、幸田町金融協会、こちらへ実は若干の聞き取りをさせていただきました。そうしましたところ、町内企業における融資申請も活発化をしており、町の補助事業も活用してもらいながら、引き続き地域の中小企業を支援してまいりたいといったようなお言葉も頂いておりますので、幸田町内については特段の問題も、そういった面では発生してないのかなというふうに思っております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） コロナ禍の後のなかなか事業がうまくいかないということで、いわゆる零細業者の方たちにつきましては、非常に仕事を辞めてしまうとか、そういうことも実際あるそうでございます。そこで、こうしたうまく借換えがいく、そして事業が安定して実施ができるようにしていくためにも、これはセーフティネットもあるわけですし、また同時に日本金融公庫ですかね、こちらのほうでも相談をするとうまく借換え

ができるとか、そういうようなアドバイスのようなこともあるわけですので、懇切丁寧にその辺のところ、やっぱり事業がうまくいくように行っていただきたいなというふうに思います。同時にこの信用保証料、せつかくの制度でありますので、貸し渋りのないように、ぜひ町としても対応していただきたいということをお願いして、終わります。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居靖久君） ありがとうございます。

今、愛知県の信用保証協会に少しお話を聞きますと、今現在でも新制度も含めた総トータルの保証承諾数が2万件を超えているといったような数字もあるようでございます。したがって、かなりの数が出ている中で、今後、今し方議員が言われたゼロゼロ融資の返済期間が令和6年の4月頃に集中するという見込みもあるようでございますので、引き続き、議員にもおっしゃっていただいた信用保証料の補助と先ほど私のほうから申し上げた預託金の制度、こちらについてしっかり活用して町内の中小企業さんを支援してまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、7番、田境 毅君の質疑を許します。

7番、田境君。

○7番（田境 毅君） 私からは、70号議案のところ大きく7点について確認をさせていただきたいと思っております。

まず、議案関係資料の25ページからの歳出の部分になります。歳出15款、10項、25目交通安全推進事業について、利用実績の傾向を確認します。

昨年度末の品不足なんかがありまして、これは今はもう解消に向かっている、大分買えるようになっていくというふうに理解をしております。そういった環境もありますので、自転車乗車用ヘルメット購入費補助金の申請数のうち、中学生の自転車通学用ヘルメット以外の申請件数の推移を確認をします。お願いします。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 中学生の自転車通学用ヘルメット以外の申請件数の推移についてでございますが、令和3年度77件、令和4年度102件、そして今年度、令和5年度10月末の時点では110件となっております。議員のお尋ねの利用実績の傾向といたしましては、年々増加傾向にあります。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境君。

○7番（田境 毅君） 利用実績の確認をいたしました。やっぱり、年々増えてきているということで需要が高まっているということが分かりました。はい、了解しました。

次の質問に移ります。

次に、歳出15款、10項、40目創業支援事業についてであります。モバイル建築ユニットの運用に人を当てるもので、120万円を計上されています。これは、三ヶ根駅東口と清幸園、それから消防本部にユニットが設置をされています。今回の120万円については、三ヶ根駅東口が対象だと認識をしています。こういった状況にありますが、それぞれのユニットに対して現在どのように運用をされているのか、確認をいたし

ます。よろしく申し上げます。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 今回、企画部のほうで会計年度任用職員の報酬ということで120万円の要求をさせていただきました。それで、このモバイル建築ユニットの現在の活用方法でございますけれども、令和5年3月に企業版ふるさと納税を活用しまして、一条工務店様から寄附をいただきましたモバイル建築ユニットでございます。仮設木造住宅を日常的に使用することで日頃から防災意識を醸成すること、それから災害時にも平常時と同じように機能を発揮することを目的として活用をしております。

三ヶ根駅東口で様々な日常的な使い方を、三ヶ根駅エリア未来工房と一体となって試行錯誤社会実験をしているところでございます。この社会実験をしていく中で、試行錯誤してどんな活用方法があるかということの可能性を探っているわけでございますけれども、やはり、そこには職員、人がついて使われる方とコミュニケーションを図りながら状況の把握をして運用している状況でございます。

利用してくださっている方々につきましてですけれども、具体的には例えば西三河防災減災研修会の視察に訪れていただいております。それからミニ図書館ということで、町立の町の図書館のほうから100冊貸出しをいただきまして自由に読んでいただいているですとか、それから地元の老人クラブの市場いきいきサロンで御利用いただいたり、それから地元の保育園の里保育園さん、それから深溝保育園の園児の方々が遊びに訪れてくださっているですとか、また、利用状況はちょっと少なかつたんですけれども、夏休み中の中高生の学習室ということでも開放をしております。それから読み聞かせ、紙芝居、それからリモート会議、それからワーケーション、カラー診断ですとかメイクレッスンのワークショップ、そういったことをしながら幅広くいろいろな分野で御利用いただいている状況です。

それと、駅の西口のほうの1階のところの三ヶ根駅前休憩所と売店ですが、現在改装に入っておりますので、この間ですが令和5年の11月から令和6年の2月までですけれども、三ヶ根の売店の仮設店舗としても活用をいただいております、地元の方々の商品の販売をしております。

利用状況といたしましてですが、令和5年の4月から11月30日までですが、延べ利用ということで713人の方、主には60代70代の利用の方が約4割ぐらいいらっしゃるということで、地元の方に多く使っていただいている状況です。

結果、今はまだ今年度が終わっているというわけではございませんけれども、このオープンモバイル建築ユニットを置きましてオープンスペースも設けているわけですが、現在は深溝エリアの学区の方々がイルミネーションですばらしく魅力を発信してくださっているわけですが、こういったところに地域の拠点機能的なもので人が集まるという、そういったところが発揮をされてきていまして、少しずつにぎわいを取り戻すきっかけにもなっているかと思えます。単なる防災意識を高めるということだけではなくて、実際に今度ですけれども、新たにまたマルシェを深津の三ヶ根駅の周辺でやってみようという、そういった方も申し出てくださって、三ヶ根のほうで行っている未来会議にも参加いただいているというような、そういった人材の掘り起こしにもつながって

きているというところが、4月から今日までの成果ではないかなというふうに捉えております。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 清幸園のモバイル建築ユニット、これは1ユニットでございますが、有事の際、応急仮設住宅や応援機関、例えば他の自治体、災害ボランティアセンターなどでございますが、そうしたところで使用できるよう事前の社会的備蓄としまして台車に積載した状態で屋外に設置をしております。ユニットの内部は、システムキッチン、トイレ、システムバス、エアコン等を装備しております。なお、令和4年、昨年でございますが、一般社団法人日本モバイル建築協会との間におきまして、モバイル建築を活用した災害時における応急仮設住宅等の建設に関する協定書を締結いたしまして、この協定書に基づき、被災した場合の備えをしているところでございます。なお、協定等を締結している自治体等からの要請があれば、被災地等の目的地へ派遣することも考えております。

○議長（藤江 徹君） 消防長。

○消防長（小山哲夫君） 三ヶ根駅東口にモバイル建築型ユニットが3棟ありますが、駅舎側の1棟を大規模災害時など三ヶ根駅にとどまる帰宅困難者に対する防災備蓄品を確保するための倉庫として運用をしております。備蓄品及び数量につきましては、防災食、500ミリリットルペットボトル保存水、ブランケットをそれぞれ500人分を備蓄が完了しております。

また、消防本部に設置してあります2棟の運用につきましては、今年4月から現在までに33回の利用実績があり、消防団員のイベントや役員会、消防職員の講習会や学習スペース、あと総合防災訓練での幸田女性の会、日本赤十字奉仕団幸田分区による炊き出し訓練等を行っております。また、今後の災害発生時には臨機応変に対応し、運用を行ってまいります。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境君。

○7番（田境 毅君） それぞれのユニットが大変有益な活動に使われているということが分かりました。今回、社会実験のためにいろいろとやられているということをお聞きをして理解をしたところでありますし、現状の運用の中で地域の活性化ですとか、様々なところをこれからカバーするような活動になっていくのかなと思います。ケーブルテレビでも今ちょうどイルミネーションが流れておりますので、私も今週見ましたけど、これからのぎわいを取り戻すという部分でとってもいい状態で、今、雰囲気がつくられてるんだなということを理解をしました。

次の質問に移ります。

歳出15款、20項、10目戸籍住民基本台帳一般事業に対して確認をします。

コンビニ交付サービス委託手数料28万5,000円を計上されています。利用見込みを上回っており、住民に喜ばれるサービスであると言えます。本町のサービス項目は、近隣市よりも充実しており、町外からの高い評価の声を聞きます。これは行政の積極的な取組が評価されているものの一つだと認識をしています。

一方で、民間事業者が管理をするマルチコピー機を初めとするハードウェア、これは

統一されたものではなく違いがあります。また、町ホームページには、利用上の注意として8点を掲載をしています。利便性向上の観点から、不具合には即対応する改善サイクルを回し続ける必要がありますが、現在までの利用不具合の発生状況を確認します。お願いします。

○議長（藤江 徹君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） コンビニ交付サービスの件でございます。本町では、コンビニエンスストアでの住民票等の取得ができるコンビニ交付サービス、こちらを令和4年の3月1日から開始させていただいております。この交付利用件数につきましては、昨年令和4年度が4月から3月までの1年間で3,106件であるのに対しまして、本年令和5年度におきましては、4月から11月までの8カ月間でありまして、既に前年度実績を大きく上回る3,724件の利用がございます。こういったことから今年度さらに増えると思われるため、増額補正をお願いするものでございます。

議員の御心配いただいておりますマルチコピー機等での利用に当たっての不具合というところがございます。まず、システムエラーという部分でございますけれども、こちらにつきましては、御存じのように本年3月から6月にかけて、複数の自治体におきまして富士通ジャパン株式会社の開発した証明書の交付に関するシステム、こちらを利用したところ、申請者とは別人の証明書が誤交付されるという事態が発生しております。本町におきましては、富士フィルムシステムサービスのシステムを利用しております。今回の事案を受けまして、再点検のほうを実施したところでございますけれども、本町では今回のシステムに係る不具合についての報告はされておられません。

また、もう一つこういったいろいろな件数が増えてまいりますと起きるのが、ヒューマンエラーという部分も多く起きてまいりますことになるかと思えます。今のところ例えばカードの置き忘れですとか、そういった案件についての報告のほうは幸田町のほうには入ってきておりませんが、住民の方から、実際コンビニ交付するにはマイナンバーカードと4桁の暗証番号が必要となります。そうしますと、カードを持っていったけれども暗証番号を忘れちゃったという方がお見えになりまして、そういった電話の問合せは時々ございます。ただ、電話での暗証番号のお答えはしておりませんので、そのときは申し訳ありませんが改めて役場で再設定していただくという必要がございます。そういった点で、今後、さらにマイナンバーカードを利用したコンビニエンスストアでの交付利用申請が増えてくると思いますので、先ほど議員のおっしゃられるとおり、町のホームページのほうで今利用上の注意を載せてさせていただいているわけでございますけれども、引き続き町のホームページ、あるいは広報、さらには今後新たにマイナンバーカードの交付を求められる方、さらに更新をされる方、そういった方にそれぞれのときにおきまして注意喚起を改めてしてまいりたいと思っております。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境君。

○7番（田境 毅君） 今の利用実績の関係も分かりました。3分の1を残してもう既に3,700件を超えているということで、前年を超えております。なので、多分30%ぐらいさらに伸びるんだろうということで、絶好調ということが言えるかと思えます。

エラーの関係もシステムに関しては問題ないですし、ヒューマンエラーのところは今

のお話で、個人情報でなかなか電話では答えられないところが発生はするということですので、この辺りは配慮をいろいろしていただいていますので、優しく窓口で教えてあげられるようにまた努めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。いずれにしましてもとても好評ですので、やはり構えていただいてしっかりこの先もやっていく必要があるなというふうに感じます。

では、次の質問に移ります。

歳出20款、10項、10目社会福祉総務一般事業についてであります。長嶺北部地区福祉医療ゾーン構想事業補償費728万1,000円を計上されています。先ほど68号議案のほうでも、この内容については答弁がありました。私がちょっと心配しているのは、当初見込みと大幅な差が生じたということを説明をされておりました。差が生じることはあり得ると思いますが、この差が大幅というのはちょっとよろしくないのではないかというふうに感じておりました。この差が大きくなるようにするための再発防止という表現をしましたが、この考えのほうを伺いたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） 今回の反省から、再発防止につきましては、物件補償の予算積算に当たっては、用地交渉の中で地権者と地権者以外のその土地に関わる者の有無を確認をすることとともに、極力その段階で双方の意見の方針の確認を取ること。また、物件補償額を見ないと判断できないような場合は、そういう判断には至らない場合には、可能性として、その物件についてその全ての可能性の積算を予算に計上していきたいというふうに反省したいと思います。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境君。

○7番（田境 毅君） 先ほどの答弁にあったとおりで、反省すべきはしっかり見直しをしていただくということだと思います。なるべくなら当初予算に入るといいんですが、当然タイミング的な問題も出るのは事実としてあると思いますので、そこも含めてぜひ今後、うまく事業が進むように努力をしていただきたいと思いますし、協力をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

次に入ります。

歳出20款、10項、15目介護保険事業についてであります。介護保険特別会計繰出金1,052万5,000円を今回計上されております。利用者の増加が主な要因とのことですが、想定に対する乖離については今後どのように試算をされていくのか伺います。

○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） 介護保険特別会計繰出金は介護保険のサービスに係る法定繰入金で、介護保険給付費の12.5%が町が負担するもので、一般会計から介護保険特別会計へ繰り入れるものでございます。

第72号議案 令和5年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第2号）において、介護保険給付費の歳出補正予算額8,420万円の12.5%が町負担分で1,052万5,000円になるものであります。

なお、同様の県支出金を介護保険特別会計補正予算の歳入補正予算に計上しております。

す。

なお、元となる介護保険特別会計の保険給付費の増額の主な要因は、居宅介護サービス等給付費で、その中でも訪問介護、訪問看護、福祉用具の増加が主な要因になっております。

御質問の想定に対する改良、今後どのように試算するかにつきましては、今年度計画を策定いたします第9期介護保険事業計画の中で、令和6年度から令和8年度までの3カ年のサービス給付費事業料等を見込むことで試算することになります。団塊の世代が75歳を迎えることによる被保険者の増加、それから介護認定者の増加、介護サービス計画費の増加、介護サービス受給者の増加のほか、地域包括支援センターの増設により、実見込み計画値は今後もさらに増加する見込みです。なお、これらの増加を見越して、サービス見込み量が不足することのないように心配して過大な見積りを計画しますと、御承知のとおり、介護保険料が高くなることに結びつくため、現在見込み量の設定につきましては慎重に取り組んでいるところでございます。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境君。

○7番（田境 毅君） 御説明で、12.5%の負担が今回の額ですよということであります。やっぱり、心配するのはこの先の団塊の世代の方が増えてくるということだと思います。人口ピラミッドを見ても、やっぱり団塊の世代の人数がすごく多いというのが幸田町の現状だと思っておりますので、ぜひ乖離はなるべく小さく精度の高い形で今後の事業展開をしていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

歳出の25款、10項、10目救急医療対策事業についてであります。救急医療対策事業費負担金567万6,000円を計上されています。私自身も家族も利用した経験がありまして、救急車を呼ぶほどではないものの通常診療時間まで待つことができない症状ですとか、急な体調異常時には大変心強い施設であります。受診者数の減少が主な要因とされています。今後の見通しはどのように試算をされているのか確認をします。まず、受診者数の減少はどのように推移しているのか伺います。

○議長（藤江 徹君） 健康保健担当参事。

○健康保健担当参事（金澤一徳君） 今回の救急医療対策事業費負担金567万6,000円の増額補正は、岡崎市医師会が運営する夜間急病診療所において、新型コロナウイルス感染症の流行以降、受診控えにより受診者数の減少が継続していることから、診療報酬の減少分を補填するものであります。受診者数の実績としましては、平成30年度1万2,609人、令和元年度1万1,367人、その後新型コロナウイルス感染症流行の影響を大きく受けまして、令和2年度4,314人で、前年度の4割ほどに減少しております。令和3年度4,789人、令和4年度5,393人でありました。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境君。

○7番（田境 毅君） コロナ前の受診者数を比較しますと、半減していることが理解をできました。

次に、早期の経営状況回復を期待をしますが、負担する場合の判断基準及び今後の受診者数の見通しを伺います。

○議長（藤江 徹君） 健康保健担当参事。

○健康保健担当参事（金澤一徳君） 令和3年度、令和4年度の実績から、受診者数は少しずつ増加をしております。令和5年度の受診者数は、上半期の実績から6,800人ほどを見込んでおりますが、それでも新型コロナウイルス感染症拡大前の6割ほどであります。令和6年度以降も受診者については回復してくると思えますけれども、今後いつまで補填を続けるかという見通しになりますが、時期を明確に回答することはできませんけれども、コロナ前の令和元年度の受診者数程度に戻るまでと考えておるところであります。

夜間急病診療所は、受診者が来なくても診療所を開所しておく必要があり、診療科目は内科、小児科、外科の医師3人体制で整えております。夜間限定で365日運営しているため、人件費が高く、一次救急医療機関ということから、最小限の検査や薬剤処方となっており、診療報酬収入が少ないという特性があります。仮にこの診療所をなくした場合、二次、三次救急医療機関に軽度患者の受診が増加し、重篤、重症患者への対応遅れのおそれと考えられます。このようなことから、町民の皆様の安心に応えるとともに、医療圏域の救急医療体制の安定のため、夜間急病診療所に対し事業継続と運営維持に必要な費用につきましては、今後とも協約に基づいて負担をしていく考えであります。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境君。

○7番（田境 毅君） 実態を理解をしました。事業環境に最適な運営が望まれていると思います。町民の安心につながる医療圏域の救急医療体制の安定を期待をして、次の質問に移ります。最後の7つ目の質問になります。

歳出50款、10項、20目消防用自動車整備事業についてであります。

まず、1つ目ですが、車載無線機移設手数料及び自動車重量税の合計で86万5,000円を計上されています。今回の説明を伺うと、消防庁の制度を活用し車両の無償貸付が決定したものであり、車両更新の大幅な費用削減効果を得られます。消防団の全車両が同様に制度を受けられる等、町財政の安心感につながりますが、今後も制度を活用していくのか、制度の実情や考えを伺います。お願いします。

○議長（藤江 徹君） 消防長。

○消防長（小山哲夫君） 無償貸付制度の方向性といたしまして、救助用資機材を搭載する消防団車両であることが基本となっております。近年、消火活動のみならず、救助活動現場においても、消防団員の活躍が期待されることから、これを推進することがこの無償貸付制度の目的であります。

今回要望した消防団無償貸付車両は、7車種あるうちの救助用資機材搭載型小型動力ポンプ積載車5トン未満を選択しており、これは全国で6台の貸付が決定したものであります。当選確率が高いとは言えませんが、引き続き車両更新時期を考慮しまして、制度を活用していきたいと考えております。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境君。

○7番（田境 毅君） 状況が分かりました。全国6台のうちの1個に当たったということを理解をしました。

今回イメージ写真から判断しますと、先ほどちょっと説明もありましたが、救助用資

機材を常時積載をするために、現行の車両と大きく形状が変わったと理解をしています。これは団員の運用方法に変化が生じると想定をしますが、何が追加されてどのような運用になるのかを伺います。お願いします。

○議長（藤江 徹君） 消防長。

○消防長（小山哲夫君） 基本的な運用変更はありませんが、貸付を受ける救助資機材と現在整備している救助資機材を共に常時車両に搭載して運用いたします。また、従来の車両との変更点は、ホース延長のためのホースカー及びホース背負器が装備されていないため、ホース延長用のホースバッグを搭載して運用していきます。本町にとって、車両の無償貸付は初めてであり、消防団にとりましても今までの車両とは形状が異なることから、団員による車両運用に支障がないよう配備する第4分団第2部の団員の意見を聞き、対応していきたいと考えております。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境君。

○7番（田境 毅君） 第4分団第2部だけが仕様の違う車両になります。団員に対する新しい運用方法の指導を初め、これが絡車と背負子になってホースバッグが変わるということですので、こういった相違点に対する対応など、今後の課題だと私も認識をしております。理解をしました。ぜひそういった消防団の活動にうまく生かしていただけるように配慮をお願いして、以上で質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境 毅君の質疑は終わりました。

次に、6番、岩本知帆君の質疑を許します。

6番、岩本君。

○6番（岩本知帆君） 歳出15款、10項、40目につきまして、1つ目の任用された職員の管理については、先ほど事前に質問いただいた内容の御質問、御回答により理解できましたので、2つ目の今後も引き続き管理人として雇用していくかというところをお聞かせください。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 昨年度ですけれども、会計年度任用職員が2名で交代で週3日の方と週2日の方が来てくださってまして、今年度は、先ほど申し上げました三ヶ根駅周辺整備の具体化です。駅前の休憩所の売店の内部改修等の関係で業務が増大をいたしましたので、その支援のために週5日来ていただいている方の人件費になります。それで、今年度、駅前の休憩所と売店についての改修ですけれども、今年度終了するということと、それから、来てくださっている方には、生活者ですとか利用者目線でまちづくりのための情報収集ですとか利用者のモニタリング、ワークショップ等支援くださっていましたが、効果的にモニタリングができているという成果もありますので、来年度につきましては週5日の1名の配置の予定はございません。ただ、モバイル住宅のほうには週3日と週2日の方が交代で引き続き来ていただけるような予算の要求はしております。

○議長（藤江 徹君） 6番、岩本君。

○6番（岩本知帆君） ありがとうございます。現在、社会実験中ということではありますが、相見駅の地域活性化に向けてもしっかり人員配置していただいて、活性化につなげ

ていただければと思います。

次に、歳出20款、10項、10目の社会福祉総務一般事業につきましては、さきの御質問で理解できましたので、こちらは取り下げさせていただきたいと思います。

次に、歳出50款、10項、20目の消防用自動車事業につきまして、1点だけ確認させていただきたいと思います。

今回無料貸付される車両については、貸付期限等がありますでしょうか、教えてください。

○議長（藤江 徹君） 消防長。

○消防長（小山哲夫君） 総務省消防庁は、貸付期限の設定はしていないとのことです。貸付車両が不要となった場合や、車両更新時期により廃車しなければならない理由が発生するまで借り受け可能であります。しかし、貸付期間が1年のため、毎年ごとの貸付更新申請を提出する事務処理は発生いたします。

○議長（藤江 徹君） 6番、岩本知帆君の質疑は終わりました。

次に、1番、藤本和美君の質疑を許します。

1番、藤本君。

○1番（藤本和美君） 一般会計補正予算（第6号）、歳出の20款、15項、15目認定こども園等支援事業、保育対策総合支援事業費補助金32万5,000円についてです。通訳翻訳用ICT機器でポケトークを導入されるということですが、今現在、他園での導入実績はあるかどうか伺います。

○議長（藤江 徹君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） 今回導入させていただくのは、みやこ認定こども園につきましてはタブレット型の翻訳機、ソフトを入れたタブレットでございます。他の園につきましては、幸田保育園、わしだ保育園の2園が現在翻訳機のポケトークのほうを導入しております。また、菱池保育園では、ポルトガル語を話せる保育士がおりまして、そちらが対応している状況でございます。

○議長（藤江 徹君） 1番、藤本君。

○1番（藤本和美君） この通訳翻訳用でポケトークを使う場面を具体的に教えてください。

○議長（藤江 徹君） 住民こども部長

○住民こども部長（三浦正義君） 主には日本語が話せない保護者の方へ行事ですとか持ち物のお知らせ、それから、当日お子さんの体調面が心配な面など、特に伝えたい連絡事項があるときなどに活用をしております。また、日本語が話せない子どもたちにつきましては、保育士のほうが身ぶり手ぶりで何とかなっておるという状況でございます。

○議長（藤江 徹君） 1番、藤本君。

○1番（藤本和美君） 日本語による通訳翻訳の必要のある保護者が何名いらっしゃって、今後増加していくのか教えてください。

○議長（藤江 徹君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） 各園のほうにちょっと聞き取りをさせていただきまして、令和4年度におきまして日本語通訳が必要だと思われる保護者につきましては、町立保

育園と認定こども園を合わせて9世帯ございました。これが令和5年度になりますと15世帯になったということで、若干増加しておる状況でございます。

○議長（藤江 徹君） 1番、藤本君。

○1番（藤本和美君） 今後、他園でもポケトークの導入が必要となるということでよろしいでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） 最近の傾向といたしまして、日本語が話せない外国人の方の中には、御自身のお持ちのスマートフォン、こちらに自分の翻訳アプリというのが既に入っております、これを使って保育士等と会話をされる方が増えてきております。そういった面も含めまして、今後の他園への翻訳機の導入につきましては、専門用語に対する翻訳ソフト、システムの精度といった課題もございますけれども、まずは保育園や役場窓口のWi-Fiネットの環境のほうを整備させていただきまして、そういった翻訳機ですとか、個々の翻訳アプリ、これが使いやすい環境にしていきたいと思います。その上で、必要に応じてこういった機器のほうを導入していきたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 1番、藤本君。

○1番（藤本和美君） ありがとうございます。ポケトークで1台15万円と考えるとちょっと高く感じるんですけども、これは本体価格なのか、何か金額の内訳というか、根拠をお示しく下さい。

○議長（藤江 徹君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） こちらは先ほど申しましたポケトークではなくて、みやこ認定こども園に導入したのはタブレット、アイパッドのようなタブレットでございます。タブレットの中に翻訳ソフトを入れたもので、金額がこちらの数字になったということでございます。ちょっと内訳の金額が幾らか、どれが幾らかというのはちょっと把握しておりません。

○議長（藤江 徹君） 継続質問ですね。よろしいですか。

○1番（藤本和美君） はい。

○議長（藤江 徹君） 1番、藤本和美君の質疑は終わりました。

以上で、第70号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第71号議案の質疑を行います。

1番、藤本和美君の質疑を許します。

1番、藤本君。

○1番（藤本和美君） すみません、第70号議案の25款、10項、15目のほうが言っていなかったんですが、終了ということで、はい。

では、次に進めさせていただきます。

15款、15項、10目一般被保険者高額療養事業、一般被保険者高額療養費3,000万の件です。高額療養費は、令和4年度が、今回の補正予算は3,000万ですが、昨年と比べて大幅に増加すると思われませんが、高額療養費の件数と金額にどのような変化があるか伺います。

○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） 同じ人が、同じ月に、同じ医療機関等に支払う自己負担額が高額となった場合、その方の年齢、所得に応じて定められた自己負担限度額までの支払いとなり、それを超える額を公費負担する制度が高額療養費になります。

今年度の高額療養費の10月までの実績は2,456件、金額で1億4,309万6,832円、昨年の同時期の実績は2,556件、1億2,360万84円と比較いたしますと、今年度は、件数は100件下がっているものの、支給額は約2,000万円の増額になっております。

○議長（藤江 徹君） 1番、藤本君。

○1番（藤本和美君） 増額の内容について、何かお知りになっていることがありましたらお示してください。

○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） 全てを詳細にこれが要因というふうには言えませんが、令和5年4月から9月までの診療情報では、医療機関から送られてくるレセプト、いわゆる診療報酬明細書だとか調剤報酬明細書というものですが、これを見ますと、10万円から100万円未満のレセプトは前年度より11件少なくなっていますが、100万円以上200万円未満のレセプトは33件多い実績になっています。これらのことから、令和5年度は、高額療養費の支給件数は前年度と比べて下がることが見込まれますが、高額の医療を受ける方の増加により高額療養費の総額は昨年度を上回るが見込まれます。

○議長（藤江 徹君） 1番、藤本君にお伝えします。

先ほど来、質問を一旦切りましたけれども、今のは70号議案にはまた一旦戻すということでしょうか。

71号でそのまま継続でよろしいですね。71号の継続ということで。

○1番（藤本和美君） はい。

○議長（藤江 徹君） 1番、藤本君。

○1番（藤本和美君） 内容は理解しました。こちらは今後も増加していくということでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） 高額療養費に係る過去の決算額からは、必ず増額するものと言い切ることができません。令和4年度の決算額2億2,304万2,390円は、令和3年度と比較し、約1,000万円減少しており、平成29年度の決算額とほぼ同等の額になっています。しかしながら、支給額を被保険者数で割り返した1人当たりの支給額は、令和2年度を除き増額し続けております。今後も増加することを予測しておりまして、この理由といたしましては、1人当たりの医療費が増え続ける理由といたしましては、被保険者数の減少というものもございしますが、主に医療の高度化が掲げられます。さらに想定しますのは、令和6年度は診療報酬改定の年度になっておりまして、医療従事者への処遇改善による賃上げなのか議論されていることから、診療報酬も上がることが予想されますので、高額療養費を含む医療費は次年度以降も上がるのではないかと

と想定しております。

○議長（藤江 徹君） 1番、藤本和美君の質疑は終わりました。

以上で、第71号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第72号議案の質疑を行います。

本件は、通告なしであります。

以上で、第72号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま一括議題となっております第59号議案から第72号議案までの14件は、会議規則第39条の規定により、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

各常任委員会委員長は、ただいま付託しました議案の審査結果を12月19日までに取りまとめ、12月20日の本会議で報告願います。

委員会の会議場は、お手元に配付のとおりですので、よろしく願います。

ここで、日程変更についてお諮りいたします。

お手元に配付の会議日程では、12月11日は本会議となっておりますが、質疑は本日で全て終了しました。よって、12月11日の本会議は休会としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（藤江 徹君） 異議なしと認めます。

したがって、12月11日の本会議は休会とすることに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

次回は、12月20日、水曜日の午前9時から会議を再開いたしますので、よろしく願います。

本日は、長時間御苦労さまでした。

連絡事項はございません。

本日は、これにて散会といたします。

散会 午後 0時02分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する
令和5年12月8日

議 長

議 員

議 員